

長岡造形大学校友会 学生活動助成金 令和7年度募集要項

〔はじめに〕

長岡造形大学校友会(以下、「校友会」)は、活力ある後輩を育成するため、学生生活における学生個人や団体等の今後の有望な活動に対して、奨励・支援を目的として学生活動助成金(以下、「助成金」)を給付します。意欲のある方はふるって応募してください。

活動例) 展示、発表、コンペへの参加、ボランティア活動、地域交流等

【募集概要】

		令和7年度 【1期募集】	令和7年度 【2期募集】	令和7年度 【3期募集】	令和8年度 【1期募集】
出願締切		令和7年5月22日(木) 17:00 まで	令和7年9月18日(木) 17:00 まで	令和8年1月23日(木) 17:00 まで	令和8年5月21日(木) 17:00 まで
審査	面接日	令和7年6月上旬	令和7年10月上旬	令和8年2月上旬	令和8年6月上旬
	結果通知	令和7年6月中旬	令和7年10月中旬	令和8年2月中旬	令和8年6月中旬
助成金の給付		令和7年6月下旬	令和7年10月下旬	令和8年2月下旬	令和8年6月下旬
実施報告書の提出 および展示		事業終了後、または助成金交付後、 <u>1ヶ月以内</u>			

【出願書類提出先】

〒940-2088 長岡市千秋4丁目197 長岡造形大学学務課学生支援係
E-mail: gakusei@nagaoka-id.ac.jp TEL: 0258-21-3381 (直通)

1. 出願資格

- 個人：長岡造形大学の学部・大学院に在籍する校友会会員とします。
- 団体：長岡造形大学の学部・大学院に在籍する校友会会員を中心とする団体をいい、学生団体として認可されているかどうかは問いません。2人以上で積極的に活動しようというものであれば団体として取扱います。

2. 出願および採用について

出願についての制限は設けませんが、同一の個人または同一の団体での採用は年度内に1回のみとします。また、同一企画の再応募は年度内外に関わらず認めません。

なお、出願の対象となる企画・活動等は、採用年度内に実施するものに限りします。

3. 助成金の額

助成金の額は、企画の内容によって決定します。ただし、個人又は団体の一人当たりの上限額を5万円とし、一団体当たりの上限額を30万円とします。また、応募内容によっては給付総額が助成金総額に達しない場合もあります。

4. 出願書類、提出部数

次の(1)～(4)を、1部提出してください。A4判たてを原則とし、スキャンできる形式で提出してください。

(1) 長岡造形大学校友会学生生活動助成金出願・活動計画書（別紙様式1）

(2) 予算計画書（別紙様式2）

予想される経費を詳細に記入してください。また、各経費を明らかにする見積書（または領収書）のコピーを必ず添付してください。

(3) 活動計画書（様式自由・A4）

活動内容について、その詳細をA4、1枚にまとめてください。

(4) その他参考になるもの（様式自由・A4）

過去の活動実績がわかるもの、賞状のコピー、新聞のコピー、フライヤー等アピールできるものがあれば添付してください。

5. 出願期間

各出願締切の17:00 までとします。締切が過ぎたものは一切受け付けません。

6. 選考方法、結果通知

(1) 書類審査・面接

提出された書類に基づき面接を行います。実施日等については、別途お知らせします。面接に

出席できない者の応募は、原則として認められません。

○面接に係る費用（旅費、プレゼンテーション）は、個人負担とします。

(2) 選考結果はパレットで通知します。

助成金の振込手続きを行いますので、振込口座の登録をお願いします。

7. 採用者の義務

(1) 実施報告書の提出

採用された個人および団体は、以下の書類を事業終了後1ヶ月以内に提出してください。

○助成を受けて活動した内容の成果およびその発表状況等をまとめた実施報告書

○会計報告書および領収書（原紙、コピー不可）

○写真およびその他の資料

(2) 校友会ホームページへの掲載データの提供

採用者は、校友会ホームページで活動の様子を紹介していただきます。活動紹介文（400～600字程度）と掲載可能な画像5点以上を添付し、提出してください。

※画像において個人が特定できる場合は、必ず同意を得ておいてください

8. 判定の基準

(1) 判断基準

企画内容が、学生活動として独自性があり、校友会会員の活動としてふさわしいものであるかどうかを中心に検討します。

(2) 採用できない例

○企画のテーマが、授業に関わる内容や、卒業・修了研究の内容そのものである場合

○大学学生団体の物品購入が主目的である場合

○個人的な経費、個人の所有物となりうる場合

○営業利益が見込める企画である場合

(3) その他

○助成金の給付が無い場合でも実現できる自己資金力・企画力が必要です。自己資金がまったく無い場合は採用しません。

○過去にほぼ同様の内容で助成金の給付を受けた場合、過去の成果を評価します。

○予算計画は詳細に記入してください。曖昧なものは認めません。

9. その他

○出願および実施報告書の際に提出された書類等は、校友会資料として保存し返却しません。必要に応じて提出前にコピーをとっておいてください。

○助成金の交付後、校友会役員会が返還の必要性を認めたときは助成金を返還していただきます。

・まったく活動をしなかったと校友会役員会が認めたとき

・実施報告書が期限までに提出されなかったとき

・校友会以外からの支援金を受けたことにより、自己負担金が極端に減ったとき

・その他

○助成金を給付された個人・団体は、当該事業の広報活動において、校友会から「奨励・支援」があった旨の記載をお願いします。